

農地の利用の最適化に関する指針

平成30年12月1日

与那国町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進、すなわち「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務として明確に位置付けられた。

与那国町の農業においては、農業従事者の高齢化、後継者不足、不在村地主の増加、未相続農地の増加等の様々な課題を抱えており、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。これらから、地域農業の持続的な発展と与那国町の振興に寄与するため、法第7条の規定に基づき、与那国町農業委員会に係る「農地等の利用の最適化に関する指針」を次のとおり定める。なお、この指針は農地等の利用の最適化を目指すため、継続的な見直しが必要であることから、毎年度見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地解消について

(1) 遊休農地の解消目標（年間） 14.8ha

【目標設定の考え方】

前年に調査の遊休地すべて。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

農業委員及び農地利用最適化推進委員による管内の農地パトロール（利用状況調査）、農地利用意向調査を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標（年間） 30ha

【目標設定の考え方】

与那国町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」に基づいて、目標値の10分の1程度を各年度の目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

農業委員及び農地利用最適化推進委員により、「人・農地プラン」掲載者等の意向を踏まえ、出し手と受け手の農地のマッチングを行う。

3. 新規参入の促進

(1) 新規参入の促進目標（年間）5 経営体

【目標設定の考え方】

与那国町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」に基づいて年間の目標値を定める。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

・新規就農者の支援要請により、農地に係る情報の提供を行うとともに、与那国町産業振興課をはじめ沖縄県新規就農相談センターや八重山農林水産振興センター等、関係機関と連携をとり新規就農についての情報提供等の支援を行う。